

平成 29 年 3 月 10 日

短期大学機関別認証評価「実施大綱」「評価基準」
に対する意見募集について

当機構は、このたび、文部科学省が平成 28(2016)年 3 月 31 日付けで公布した「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、短期大学の自律的な改革サイクルとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを起点とする内部質保証機能を重視した評価制度への転換を行うなど、現行の評価システムについて大幅な見直しを行いました。その結果、平成 30(2018)年度以降の認証評価実施のための「短期大学機関別認証評価 実施大綱 (案)」(平成 30 年度版)及び「短期大学機関別認証評価 評価基準 (案)」(平成 30 年度版)を以下のとおり取りまとめました。

つきましては、これらの改定案に対するご意見を募集いたします。ご意見がございましたら、以下の要領によりご提出くださいますようよろしくお願いいたします。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

(1)短期大学機関別認証評価 実施大綱

[「短期大学機関別認証評価 実施大綱 新旧対照表」\(PDF\)](#)

[「短期大学機関別認証評価 実施大綱 \(案\)」\(平成 30 年度版\) \(PDF\)](#)

(2)短期大学機関別認証評価 評価基準

[「短期大学機関別認証評価 評価基準 新旧対照表」\(PDF\)](#)

[「短期大学機関別認証評価 評価基準 \(案\)」\(平成 30 年度版\) \(PDF\)](#)

2. 意見募集期間

平成 29 年 3 月 10 日 (金) ~平成 29 年 4 月 7 日 (金) (4 週間)

3. 意見送付方法

以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

<e-mail> pabu-kome-h30@jihee.or.jp

<FAX> 03-5211-5132 評価研究部宛

<郵送> 公益財団法人 日本高等教育評価機構 評価研究部宛

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

※e-mail での送信は、件名を「短期大学機関別認証評価への意見」としてください。

※意見提出の様式は問いませんが、具体的な意見の場合は、それぞれの該当箇所(ページ番号等)を明記してください。

※ご連絡先(氏名、所属組織・職業(短期大学名等)、電話番号等)をお差支えのない範囲で記入してください。

4. 注意等

(1)電話によるご意見及びお問い合わせ等は受付できませんので、ご了承ください。

(2)ご意見に対しての個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

以上